

リサイクル燃料備蓄センター  
設計及び工事の計画の変更認可申請書  
(補足説明資料)

1. 申請方針

1. 2 申請対象設備を確実に抽出する手順の考え方

令和 3 年 4 月

リサイクル燃料貯蔵株式会社



## 1. 基本的考え方

事業許可との整合性及び技術基準への適合性を説明するため、抽出した申請対象設備の網羅性について補足説明する。

## 2. 説明方針

施設の特徴を踏まえて、申請対象設備が網羅的に抽出されていることを適切に説明するため、具体的な手順を説明する。

## 3. 施設を構成する設備の網羅的な抽出

手順1：設備図書<sup>※1</sup>に基づき、施設を構成する全ての既設設備<sup>※2</sup>を抽出する。

手順2：事業変更許可の内容に基づき、新たに設置する全ての設備（代替計測の機器含む。）<sup>※2</sup>を抽出する。

手順3：設備図書<sup>※1</sup>の色塗りにより、追加で抽出すべき既設設備がないか確認し、全ての既設設備を設備リストにまとめる。

手順4：事業変更許可の内容の再確認により、手順2で抽出した新たに設置する設備及び代替設備を確認し、設備リストにまとめる。

※1：構内配置図、建屋内機器配置図、系統図、単線結線図又は外形図等

※2：施設を構成する構築物、系統及び機器の設備であり、仮設設備や治工具を除く。

## 4. 申請対象設備の整理

手順5：手順3及び手順4でまとめた設備リストを取りまとめ、技術基準の要求に関連する設工認申請対象設備を抽出し、申請対象設備の一覧とする。

手順6：申請対象設備の一覧について、事業変更許可の内容や技術基準規則を考慮し、設工認対象となる基本的安全機能やその他安全機能を有する設備を抽出し、新たに設置する設備又は新たに規制対象となる既設設備（追加工事や設計変更含む。）、耐震クラス及び重要度の分類を整理して、申請対象設備の一覧の縦軸に記載する。なお、代替計測の機器については、通常の計測設備と並記する。

手順7：申請対象設備の一覧について、設工認申請対象設備と技術基準規則の条文（申請対象設備の一覧の横軸）との関連の程度を所定の分類記号（第3-1表中の「技術基準規則の条文との関連の程度のカテゴリ」）に従い記載する。

手順8：以上の手順に従い整理した申請対象設備の一覧については、「施設と条文との対比一覧表」（申請書 添付書類3 第3-1表）として、申請書に記載する。

以上

